

令和5年度 佐賀県指定障害福祉サービス事業者等 集団指導 (VOL.2)

佐賀県健康福祉部障害福祉課

【身体的拘束等の適正化の推進】

障害者虐待防止法の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。



虐待行為自体や虐待行為を行った者・施設を罰するための法律ではありません。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待



『障害者福祉施設従事者等』には、
管理者や支援員だけでなく、事務員や調理員、運転手など
施設に従事するすべての方が含まれます。

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。

(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①**身体的虐待** (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は**正当な理由なく障害者の身体を拘束**すること)
- ②**放棄・放置** (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③**心理的虐待** (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④**性的虐待** (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤**経済的虐待** (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

施設従事者等による障害者虐待の発生要因

個別的要因

虐待や権利擁護に関する
知識の不足

障害特性や対応方法に関する
知識や経験の不足

業務の負担から起こるストレス

職場に相談できる人間関係
がない

組織的要因

虐待や権利擁護に対する
意識の低さ
(虐待に関するマニュアル未整備等)

風通しの悪い職場環境

職員教育のシステムがない

手続きのない安易な身体拘束

身体拘束の廃止に向けて

全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある

身体拘束は・・・

- 1) 障害者の能力や権利を奪うことにつながる行為
- 2) 本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
- 3) 家族にも大きな精神的負担
- 4) 職員のモチベーション・支援技術の低下

身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことの出来ない取り組み

身体的虐待の例

① 暴力的行為

【具体的な例】

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。

など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

【具体的な例】

- ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。

など

③ 正当な理由のない身体拘束

【具体的な例】

- ・ 車いすやベッドなどに縛り付ける
- ・ 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ・ 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・ 職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

「障害者虐待の防止と対応の手引き」 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）より

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

5つの基本的ケア

身体拘束をしないためには、まず身体拘束が必要な状況を作り出さないことが重要です。

そのためにはまず以下の5つの基本的ケアを利用者一人一人の状態に合わせて適切に行っていく必要があります。

《5つの基本的ケア》

起きる

人間は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。

目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。

起きるのを助けることは人間らしさを追及する第一歩となります。

食べる

人にとって食べることは楽しみや生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。

食べることはケアの基本となります。

排泄する

なるべくトイレで排泄してもらうことを基本に考える。オムツを使用している人については、随時交換が重要です。

オムツに排泄物が付いたままになっていると気持ち悪く、「オムツいじり」などの行為につながるようになります。

清潔

きちんと風呂に入ることが基本です。

皮膚が不潔なことがかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになります。

皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になります。

活動

その人の状態や生活歴に合った良い刺激を提供することが重要となります。

具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどがあげられます。

言葉による良い刺激があれば、言葉以外の刺激もあります。いずれにせよ、その人らしさを追及するうえで、心地よい刺激が必要となります。

厚生労働省【身体拘束ゼロの手引き】

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その**様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項**を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・**※以下のすべてを満たすこと**

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- 1) 組織による決定と個別支援計画への記載
- 2) 本人・家族への十分な説明
- 3) 行政への相談、報告
- 4) 必要な事項の記録

- 要件と手続きを踏めば免罪符となる訳ではない
- 手続きは自問するための時間であり、自分たちの支援力を見直すための時間であり、過ちを犯さないための時間

要件をすべて満たしても、手続きを踏んで、安易に行わず、慎重に判断する。常に「誰のため」「何のため」「本当に他に方法はないのか」等、「繰り返し自問する（疑問を抱き続ける）」ことが大切

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、**運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加**を行う。

※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「**身体拘束廃止未実施減算**」を創設する。

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他**必要な事項を記録**すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を定期的開催**するとともに、その結果について、**従業者に周知徹底**を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための**研修を定期的実施**すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。(身体拘束廃止未実施減算5単位/日)
ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。
なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

【厚生労働省：事務連絡】 障害福祉サービス等報酬に関するQ & A (平成31年3月29日)

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。

(答)の続き

- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認が行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

(参考) 障害者虐待の状況

表1 全体像

	養護者による障害者虐待			障害者福祉施設従事者等による障害者虐待		
	相談・通報件数			相談・通報件数		
		うち虐待と判断された件数	被虐待者数		うち虐待と判断された件数	被虐待者数
全国	8,650件 (7,337件)	2,123件 (1,994件)	2,130人 (2,004人)	4,104件 (3,208件)	956件 (699件)	1,352人 (956人)
佐賀県	22件 (38件)	22件 (18件)	22人 (18人)	26件 (29件)	15件 (6件)	54人 (6人)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。

カッコ内については、前回調査（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）のもの。

(注2) 全国の件数については、令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等を引用。

令和4年度に虐待と認定された件数は、「養護者による障害者虐待」が22件、「障害福祉施設従事者等による障害者虐待」が15件となっています。

件数については、厚生労働省が実施した、令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況についての調査のうち、本県の状況を取りまとめたものです。

【身体拘束廃止未実施減算について】

身体拘束廃止未実施減算の適用要件（介護保険サービスとの比較）

障害福祉サービス等

① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

②～④の取り組みについても、障害福祉サービスに義務化適用されます。（減算は令和5年4月～）

※ ただし、相談支援事業や自立生活援助は対象外です。

※ ②の開催頻度は障害分野は「少なくとも年1回は望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種などが相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。

※ ④の定期的な研修は年一回以上で、新規採用時は必ず実施することが重要。

介護保険サービス

① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること

④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること



■令和5年4月から減算適用範囲拡大・・・

- ・ これまでは、「身体拘束等を行った場合における状況等並びに緊急やむを得ない理由等の記録が無い場合」についてのみ「身体拘束廃止未実施減算」の適用対象であった。（※訪問系サービスは、令和5年4月から減算対象。）
- ・ しかしながら、令和5年4月からは「委員会の開催及び従業者への周知徹底」、「指針の整備」、「研修の実施」についても、取り組んでいない場合には、減算の適用となる。

“うちには、身体拘束が必要な利用者はいないから令和4年から義務化はされたけど・・・”

「委員会を開催していない・・・」

「指針を作成していない・・・」

「研修を実施していない・・・」

⇒令和5年4月から『身体拘束廃止未実施減算』が適用されます。

（※利用者全員について、5単位を所定単位数から減算。）

■ 身体拘束適正化検討委員会について①



① 構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。

② 事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

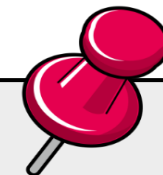
③ 身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催すること。

ただし、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。

④ 委員会を開催した場合は、必ず記録を行うこと。

⑤ 事業所が、身体拘束適正化検討委員会において、報告や改善のための方策等を定め、従業員へ周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。

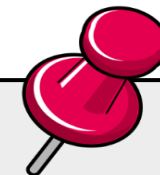
■ 身体拘束適正化検討委員会について②



⑥ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことが想定される。

- ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

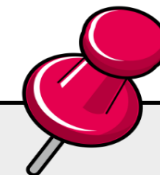
■ 身体拘束等の適正化のための指針について



○ 「身体拘束等の適正化のための指針」には、**次のような項目を盛り込む**こととする。

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する**基本的な考え方**
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の**組織に関する事項**
- ウ 身体拘束等適正化のための**職員研修に関する基本方針**
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の**報告方法等の方策**に関する基本方針
- オ 身体拘束等**発生時の対応**に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の**閲覧に関する基本方針**
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

■ 身体拘束等の適正化のための研修の実施について

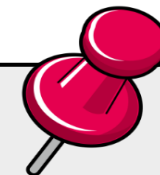


①事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的（**少なくとも1年に1回以上**）な研修を実施するとともに、**新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施**すること。

②研修内容については、必ず**記録**を行うこと。

③研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。

■ 令和4年度実地指導で確認された事例（参考）



- 委員会を**設置・開催していなかった**（虐待防止委員会は開催しているが、身体拘束適正化検討委員会は開催していない等。）又は記録が無いため、委員会の**開催について確認できなかった**。
- 指針を**整備していなかった**又はその内容が**不十分であった**（委員会設置規程をもって「指針」としていた等。）
- 研修を**実施していなかった**（虐待防止に関する研修は実施していたが、身体拘束等の適正化のための研修は実施していない等。）又は記録が無いため、研修の**実施について確認できなかった**。
- やむを得ず身体拘束を行う場合の**3要件（切迫性・非代替性・一時性）を確認せず**、職員の個人判断で利用者を居室施錠していた。（※「虐待認定」を行っています。）
- 身体拘束を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を**記録していなかった**。（※「身体拘束廃止未実施減算」を指導しています。）
- 座位保持装置等を使用する利用者において、その態様及び時間、理由等を利用者の**個別支援計画に記載していなかった**。



■ その他（個別支援計画への記載等）

◎車いすのベルトやテーブル、ヘッドギアの装着についても、個別支援計画への記載、同意が必要です！！

【障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和4年4月厚労省）より抜粋】

- ・座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確化し、**ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載**することが必要です。
- ・記録内容では「**態様・時間・理由・関係者間で共有されているか**」等の記載がなされていることが重要です。
- ・ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から**個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）**が必要です。

▽以下、参考にされてください。

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（令和4年3月厚労省事務連絡）

佐賀県ホームページ掲載URL：

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00385620/index.html>

QRコード：



⇒参考事例や資料等が掲載されています。

【業務継続計画の策定等について】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定概要【感染症や災害への対応力強化】

○運営基準において、以下3つの項目が新設又は内容が追加された。

1、業務継続計画の策定等（全サービス）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等が継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての障害福祉サービス等事業者を対象に、①業務継続計画の策定、②従業者に対する研修の実施、及び③訓練(シミュレーション)の実施を義務づける。

(※3年間は経過措置。令和6年4月1日から義務化。)

2、衛生管理等（全サービス）

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、すべての障害福祉サービス等事業者を対象に、①感染対策委員会の開催、②指針の整備、③従業者に対する研修の実施、及び④訓練(シミュレーション)の実施を義務づける。

(※3年間は経過措置。令和6年4月1日から義務化。)

3、非常災害対策（施設系、通所系、居住系サービス）

災害への対応においては、地域との連携が不可欠なことを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

1、業務継続計画の策定等（全サービス）

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。
- ・なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、運営基準に基づき当該指定障害福祉サービス等事業者に実施が求められるものであるが、他の指定障害福祉サービス等事業者との連携等により行うことも差し支えない。(※1)
- ・また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
- ・なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用にあたっては3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされている。(※2)

(※1)(※2)「衛生管理等」における感染症の予防及びまん延の防止のための措置についても同様。

「業務継続計画」とは？

※英語で「Business Continuity Plan」と言い、「BCP」と略されます。

「感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画」のこと。（※詳細は次項）

1、業務継続の策定等（全サービス）

①業務継続計画の策定

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。
- ・なお、各項目の記載内容については、「[障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)」及び「[障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)」を参照されたい。
- ・また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。
- ・なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

ア 感染症に係る業務継続計画

- (ア) **平時からの備え**（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、装備品の確保等）
- (イ) **初動対応**
- (ウ) **感染拡大防止体制の確立**（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

イ 災害に係る業務継続計画

- (ア) **平常時の対応**（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- (イ) **緊急時の対応**（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- (ウ) **他施設及び地域との連携**

1、業務継続の策定等（全サービス）

①業務継続計画の策定

「感染症に係る業務継続計画」

⇒ 「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参照。

【掲載場所】

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

- ガイドライン
- 業務継続計画のひな型
- 様式ツール集
- 業務継続作成支援に関する研修動画

「災害に係る業務継続計画」

⇒ 「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照。

【掲載場所】

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

- ガイドライン
- 業務継続計画のひな型

1、業務継続の策定等（全サービス）

②従業員に対する研修の実施

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
- ・従業員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(※)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。
- ・また、研修の実施内容についても記録すること。
- ・なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修(※「衛生管理等」における研修。詳細は後述。)と一体的に実施することも差し支えない。

(※)「定期的な教育（研修）の実施」

- 指定障害者支援施設、指定障害児入所施設 ⇒ **年2回以上**
- 上記以外の指定障害福祉サービス等 ⇒ **年1回以上**

1、業務継続の策定等（全サービス）

③従業者に対する訓練の実施

【以下、厚労省解釈通知の内容】

・訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(※)に実施するものとする。

・なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練(※「衛生管理等」における訓練。詳細は後述。)と一体的に実施することも差し支えない。

・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(※)「定期的な訓練（演習等）の実施」

○指定障害者支援施設、指定障害児入所施設 ⇒ **年2回以上**

○上記以外の指定障害福祉サービス等 ⇒ **年1回以上**

2、衛生管理等（全サービス）

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・指定障害福祉サービス等事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定障害福祉サービス等事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。
- ・特に、指定障害福祉サービス等事業者は、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

⇒ 上記項目に加え、「**感染症の予防及びまん延の防止のための措置**」として、新たに、①感染対策委員会の開催、②指針の整備、③従業員への研修、及び④訓練の実施 が新設され、令和6年4月1日から義務化となる。

※ 指定療養介護、指定障害者支援施設、指定障害児サービス（計画相談除く通所・入所すべて）⇒ **食中毒の予防** に対する措置を含む。

2、衛生管理等（全サービス）

①感染対策委員会の開催

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者を決めておくことが必要である。
- ・感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、定期的(※)に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。
- ・感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。
- ・なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、当該指定障害福祉サービス等事業者に実施が求められるものであるが、他の指定障害福祉サービス等事業者との連携等により行うことも差し支えない。

(※)「定期的な感染対策委員会の開催」

- 指定療養介護、指定障害者支援施設、指定障害児サービス（計画相談除く通所・入所すべて）
⇒ おおむね3月に1回以上
- 上記以外の指定障害福祉サービス等 ⇒ おおむね6月に1回以上

2、衛生管理等（全サービス）

②指針の整備

「感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針」に規定する項目

- 平常時**の対策(※1)⇒ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援に係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等。
- 発生時**の対応(※2)⇒ 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政への報告等。
- 発生時における**事業所内や関係機関への連絡体制**

⇒それぞれの項目の記載内容の例については、「**障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル**」も踏まえて検討すること。

【掲載場所】厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

【**指定療養介護、指定障害者支援施設、指定障害児サービス（計画相談除く通所・入所全て）**】

(※1)において、**血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるとき**の**どのようにするかなどの取り決め、早期発見のための日常の健康観察**等も規定。

(※2)**医療処置**等も規定。

2、衛生管理等（全サービス）

③④従業員に対する研修及び訓練の実施

【以下、厚労省解釈通知の内容】

<③研修の実施>

・職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定障害福祉サービス等事業所が定期的(※)な教育を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を「実施することが望ましい。また、研修の内容については、記録することが必要である。」

<④訓練の実施>

- ・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(※)に行うことが必要である。
- ・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが必要である。

(※)「定期的な教育（研修）及び訓練（演習）の実施」

- 指定療養介護、指定障害者支援施設、指定障害児サービス（計画相談除く通所・入所すべて） ⇒ **年2回以上**
（※調理や清掃業務を委託する場合には、受託者に対しても、施設の指針が周知される必要がある。）
- 上記以外の指定障害福祉サービス等 ⇒ **年1回以上**

3、非常災害対策（施設系、通所系、居住系）

○「非常災害対策」において、以下の内容が新設された。

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日ごろから地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。
- ・訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。